

国官技第367号
令和5年3月24日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合開発事務局建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官

地方整備局土木工事検査技術基準（案）の一部改正について

標記について、「地方整備局土木工事検査技術基準（案）（平成31年3月29日付け 国官技第178号）」を別添のとおり一部改正したので通知する。

なお、本通知は、令和5年4月1日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

（別添）

地方整備局土木工事検査技術基準（案）

（目的）

第1条 この技術基準は、地方整備局の所掌する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、適否の判断を行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況、週休2日の達成状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容、週休2日の達成状況
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種			検査内容	検査密度	
共通	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250 枚につき1箇所以上（ただし、施工延長 250 枚以下の場合は2箇所以上）	
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）	
		吹付工 植生工			
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	1 基または1 目地間当たり1 箇所以上	
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）	
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200m につき1 箇所以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上) 厚さは、1 km につき1 箇所以上（ただし1 km 以下は2箇所以上）	
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合）		1 工事につき1 断面（3次元モデルによる場合）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は200m につき1 箇所以上(ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上) 厚さは、施工面積 10,000m2 につき1 箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積 10,000m2 以下の場合は2箇所以上）	
			基準高、厚さあるいは標高較差（3次元モデルによる場合）		1 工事につき1 断面（3次元モデルによる場合）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200m につき1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）	
			基準高、幅、厚さ、延長（3次元モデルによる場合）	1 工事につき1 箇所（3次元モデルによる場合）	
	土工		基準高、幅、法長	200m につき1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）	
			天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差（3次元モデルによる場合）	1 工事につき1 断面（3次元モデルによる場合）	

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	浚渫（川） （バックホウ浚渫船のみ）	設計との標高較差（3次元モデルによる場合）	1 工事につき1断面（3次元モデルによる場合）
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと2箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	
突堤・人工岬	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）
	海岸堤防	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
道 路	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考（１）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書、３次元モデル等により、検査することができる。

（２）施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種		検査内容	検査方法
共通	材料	(1)品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1)観察又は品質証明により検査する。 (2)場合により実測する。
	基礎工	(1)支持力は、設計図書と対比して適切か (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2)支持力又は密度は設計図書と対比して適切か	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	
道路	舗装	路盤工	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	(1)主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。